監査委員公表第１０号

監査の結果について

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第１０項の規定により、意見を提出します。

令和８年１０月３０日

寒川町監査委員　後　藤　雅　弘
同　　栁　田　　遊

１　監査の種類

財務監査のうち定期監査

２　監査の実施期間

令和８年８月２８日から令和８年９月２９日

３　監査の対象部課等

総務部　人事課
総務部　総務課

４　監査の対象

令和７年度の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

５　監査の着眼点（評価項目）

・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
・公有財産が適切に管理されているか。
・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
・組織、運営の合理化が図られているか。
などに着目して監査を実施した。

６　監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金の事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

７　監査結果

【総務部　人事課】

令和７年度に係る財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【総務部　総務課】

令和７年度に係る財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

８　意見

【総務部　人事課】

（１）人材育成について

現在、職員のモチベーションの低下が顕在化し、喫緊の課題となっているが、職員のモチベーションは職場の活力や行政サービスの質に影響し、その向上が強く求められる。今後も、行政サービスの向上等のため、職員のモチベーションはもとより、「さむかわ人材育成基本方針 2040」に定められた「目指す職員像」の実現に向け、研修の充実等に取り組んでいただきたい。

（２）職員採用とその後のサポートについて

高等学校への直接訪問、初級試験、令和７年度に実施した中途採用試験など、積極的な採用が図られていたことを評価する。

また、最終試験受験者への応援メッセージ（コトバのバトンの配付）や採用前の懇親会といったきめ細やかな接点づくりにより、採用通知後の辞退者がゼロとなったことは大きな成果である。

今後も、資格取得支援制度、ななめサポート制度、異動時の個別面談など職員に寄り添う取り組みを進めていただきたい。

【総務部　総務課】

（１）寒川文書館について

寒川文書館の入館者数は近年減少傾向にあるが、郷土寒川に対する愛着心の醸成のため、基本理念の一つである「みんなが足を運びたくなる文書館」を目指し、町立小・中学校との連携等に取り組んでいただきたい。

また、資料情報の対応力が優れたアーキビストの人材継承に努められたい。